岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。 令和5年3月31日

岩手県公安委員会

委員長 小 野 公 代

## 岩手県公安委員会規則第8号

岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び個人情報の保護等に関する 条例(令和4年岩手県条例第49号。以下「条例」という。)の規定に基づき、岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長(以下「 公安委員会等」という。)が保有する個人情報及び死者に関する情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(個人情報ファイル登録簿の作成及び公表)

- 第3条 公安委員会等は、条例第3条第1項に規定する個人情報ファイル(次項に規定するもの及び同条第2項の規定に基づき個人情報ファイル登録簿に掲載しないものを除く。第3項から第7項までにおいて同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル登録簿を作成しなければならない。
- 2 条例第3条第1項に規定する個人情報ファイルであって、次の各号のいずれかに該当するものについては、個人情報ファイル 登録簿を作成することを要しない。
  - (1) 法第74条第2項第2号(租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に係るものを除く。)、第3号、第6号、第10号及び第11号に掲げる個人情報ファイル
  - (2) 条例第3条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
- 3 個人情報ファイル登録簿は、公安委員会等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 4 公安委員会等は、個人情報ファイル登録簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル登録簿を 修正しなければならない。
- 5 公安委員会等は、個人情報ファイル登録簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 6 条例第3条第1項の規定の適用を受ける個人情報ファイルが法第75条第1項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル登録簿は、個人情報ファイル簿として作成されたものとみなす。
- 7 法第75条第1項の規定の適用を受ける個人情報ファイルが条例第3条第1項の規定の適用を受けるに至ったときは、当該個人情報ファイルに係る個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル登録簿として作成されたものとみなす。
- 8 前2項の場合において、公安委員会等は、当該個人情報ファイル簿又は個人情報ファイル登録簿について、遅滞なく、別に定める項目の追加、消除又は変更の措置を講じなければならない。
- 9 公安委員会等は、個人情報ファイル登録簿を作成したときは、遅滞なく、これをその事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットを利用する方法により公表しなければならない。

(電磁的記録の開示の実施の方法)

第4条 法第87条第1項(条例第11条第1項の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の行政機関等が定める方法は、次の表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。

電磁的記録の種別	開示の実施の方法
1 磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの(以下「磁	閲覧若しくは視聴又は複製物の交付
気テープ等」という。)に記録されている電磁的記録で、警察本部情報センター	

(岩手県警察本部庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。) 及び署情報セ ンター(各警察署庁舎内に設置されている情報公開窓口をいう。)内に設置され ている電子計算機その他の機器を用いて閲覧し、若しくは視聴し、又は複製する ことができるもの

2 磁気テープ等に記録されている電磁的記録で、岩手県警察本部長が保有する電 紙その他これに類するものに印字し、 子計算機その他の機器を用いて、紙その他これに類するものに印字し、又は印画 又は印画したものの閲覧又は写しの交 する方法により出力することができるもの

付

(送付に要する費用の納付)

第5条 行政文書の写し等を送付する方法により保有個人情報又は死者に関する情報の開示を受ける者は、条例第6条第3項(条 例第11条第7項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により手数料を納付する際に、当該行政文書の写し等の送付 に要する郵便料金等に相当する額を併せて納付しなければならない。

附則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 岩手県公安委員会及び岩手県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成18年岩手県公安委員会規則第14号) は、廃止する。